

北塩原村教育旅行回復バス助成金交付要綱

(目的)

第1条 村は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による風評の払拭ができていない教育旅行の回復を図るため、学校行事の一環として、村内で宿泊を伴う修学旅行等の教育旅行を実施する県内外の小学校・中学校・高等学校に対し、北塩原村補助金等の交付等に関する規則（昭和62年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。ただし、同じ学校の場合でも、学校行事が異なれば別の教育旅行として扱うこととする。

- (1) 教育旅行 修学旅行、林間学校、宿泊学習、スキー教室等の学校行事で行う旅行をいう。
- (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中学校及び小学校をいう。
- (3) 旅行会社 旅行業を登録している事業所をいう。

(助成対象条件)

第3条 村は、村内で宿泊を伴う教育旅行を実施する県内外の学校に対し、その移動に係るバス経費の一部について、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、次に該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) 部活動やクラブ活動による合宿の場合
- (2) 学校教員が児童、生徒を引率しない場合
- (3) 各種大会への参加に伴う宿泊となる場合

(助成対象バス)

第4条 助成の対象となるバスは、一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバスとする。

(助成金の額)

第5条 助成金は、バス往復料金の一部としてバス1台あたり、県内学校30,000円、県外学校50,000円をバス2台までを上限として助成する。ただし、バス往復料金が1台あたり県内30,000円、県外50,000円を満たない場合については、その実費額を交付するものとする。

2 他の自治体等が実施する本助成金以外の補助金等を併用して交付を受ける場合には、申請書等により他の補助金内訳を確認した上で、本助成金

以外の補助金等との合計額がバス往復料金の実費を超えない範囲で助成金を交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする学校の長(以下「学校長」という。)

は、教育旅行実施日の10日前までに、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 計画時点での旅程表(任意様式)
- (3) バス料金見積書の写し(バス会社または旅行会社発行)
- (4) 本助成金以外に補助(貸切バス代)を受ける場合は申請書の写し

2 申請書の受付は、教育旅行の実施日を問わず申請書の到着順とする。予算に達した段階で受付を終了するものとし、村ホームページにより周知する。

(助成金の交付決定)

第7条 村長は、前条の申請があった内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により学校長に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 学校長は、申請の内容に変更が生じ、その承認を受けようとする場合は、変更(中止)申請書(様式第3号)を村長に提出し、承認を受けなければならない。

(助成金の変更交付決定)

第9条 村長は、前条の規定による申請に伴い、助成金の交付額を変更する場合には、変更交付決定通知書(様式第4号)により、学校長に通知するものとする。

(助成金の実績報告)

第10条 学校長は、教育旅行終了後14日以内に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書兼交付請求書(様式第5号)
- (2) 実績時点での旅程表(任意様式)
- (3) バス料金請求書の写し(バス会社または旅行会社発行)
- (4) 本助成金以外に補助(貸切バス代)を受けた場合は実績報告書の写し
- (5) 宿泊証明書(様式第6号)

2 旅行会社による代理申請の場合には、実績報告書兼交付請求書の委任欄に委任者が記載しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 村長は、実績報告書を審査した結果、相当と認めるときには、交付請求書に基づき、原則として口座振替の方法により助成金を交付するものとする。

2 補助金の振込口座は、学校名の口座とすることとする。学校名以外の団体口座へ振込を希望する場合には、必ず実績報告書兼交付請求書の委任欄に委任者が記載しなければならない。ただし、振込口座については、個人名義の口座には交付しない。

(助成金の返還)

第12条 村長は、助成金の交付を受けた学校が申請書等に虚偽の記載等、不正な行為をした場合には、助成金の一部、又は全部を返還させることができる。

(助成対象期間)

第13条 助成対象となる教育旅行の実施期間は、令和2年4月10日から令和3年3月31日までとする。

(その他)

第14条 村が行う他の補助事業等との併用は認めないものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度の助成金から適用する。

2 令和2年度に実施する教育旅行に限り、第5条第1項の規定に関わらず、新型コロナウイルス感染症防止対策としてバス車内の座席の使用制限により増台した場合は、県内外ともバス4台までを上限として助成する。